

函館市 平成29年度地域ケア全体会議

# 「地域包括ケア」と 我が事・丸ごと地域共生社会

～ 「専門機関」と「地域住民」との連携の必要性 ～



- 日 程 : 平成30年3月10日(土) 13:30～15:30
- 会 場 : 函館大学

中 澤 伸  
社会福祉法人川崎聖風福祉会 (社会福祉士 介護支援専門員)

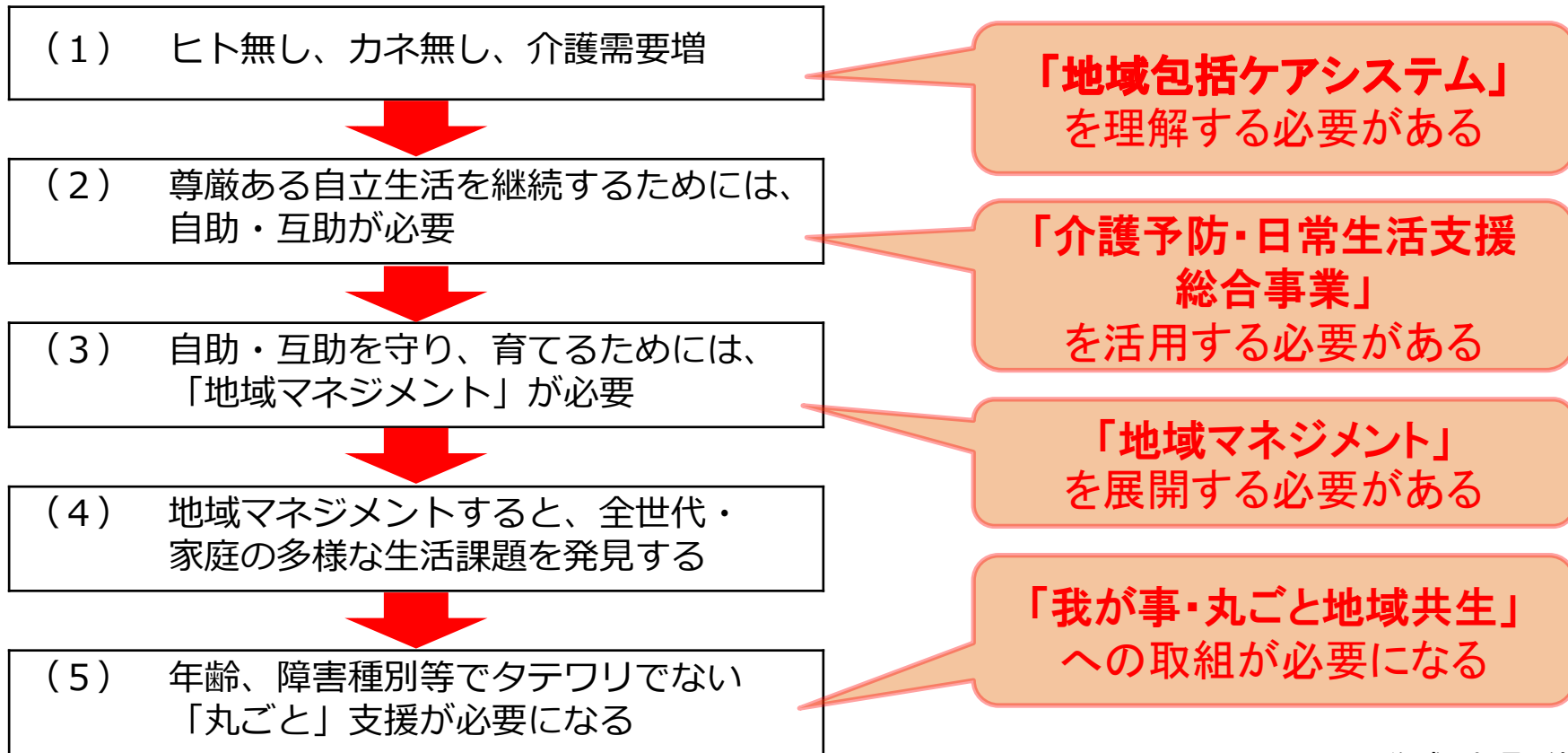
# 地域包括ケアに資する地域づくりのために、

<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目
<input type="checkbox"/>	① 今暮らしている地域で「認知症の方」で知っている人がいる。
<input type="checkbox"/>	② 今暮らしている地域で「精神障害をお持ちの方」で知っている人がいる。
<input type="checkbox"/>	③ 今暮らしている地域で「経済的に困窮している方」で知っている人がいる。
<input type="checkbox"/>	④ 今暮らしている地域で「生活に困難を抱えるこども」で知っている人がいる。
<input type="checkbox"/>	⑤ 今暮らしている地域で「掃除や買い物などに困っている一人暮らし高齢者」で知っている人がいる。

## 地域包括ケアに資する地域づくりのために、

<input checked="" type="checkbox"/>	チェック項目
<input type="checkbox"/>	⑥ 人口減少、少子高齢化が自分の生活にどのような影響を及ぼすか知っている。
<input type="checkbox"/>	⑦ 今地域で、家族以外の誰かを見守っている。
<input type="checkbox"/>	⑧ 困ったときに家族以外の近隣の人へ「助けて（手伝って）」と言える。
<input type="checkbox"/>	⑨ 近隣の人から「助けて（手伝って）」と言われたことがある。
<input type="checkbox"/>	⑩ 自分や家族が要介護状態になったときの「相談窓口（機関）」を知っている。

# 「地域包括ケア」・「総合事業」・「地域マネジメント」 ・「我が事・丸ごと地域共生」の関係（実務的理解）



作成：中澤 伸

★参考：「地域共生社会」と「地域包括ケアシステム」の関係（平成28年度「地域包括ケア研究会」報告書による整理）

「地域共生社会」は、実現していこうとする社会のイメージやビジョン

「地域包括ケアシステム」は、地域共生社会を実現するためのシステム・仕組み

# 誰もが支え合う地域の構築に向けた新しい福祉サービスの実現

## 現状と課題

- 家族・地域社会の変容等に伴い、ニーズの多様化、抱える困難の複合化、必要な支援の複雑化が進行。また、我が国は人口減少局面に入っており、福祉サービスの持続可能性が課題。
- これまで福祉サービスは、高齢、障害、児童その他対象者ごとに充実してきたところ、複合化するニーズに単独の機関によるアプローチでは、十分対応できないケースも存在。
- 人口減少に伴い、労働力人口が減少する中で、良質なサービスを効果的・効率的に提供していくとともに、人材確保についても検討することが必要。
- 誰もが支え・支えられる社会の実現を目指しながら、地域の状況に照らして適切な福祉サービスの提供体制を構築することが必要。

## 検討方針

課題を解決するため、あらゆる地域で全世代・全対象型地域包括支援の実現を図るべく、以下の視点で検討していく。

- ① 対象者やその世帯への相談支援体制を分野横断的かつ包括的に確保するための方策を検討
- ② それぞれの地域がその実情に合った体制を整えることを可能とし、複数分野の支援を総合的に提供する方法等を検討
- ③ 限られた人材による良質なサービス提供が可能となるよう、将来を見据えた福祉サービスの在り方を検討
- ④ 福祉人材が多様なキャリアステップを歩める環境の整備や、全世代・全対象型地域包括支援を担う人材の在り方を検討

## 改革の方向性

左記を踏まえると、新たな福祉サービスを構築するため、以下のようなことが求められる。

### 【改革の方向性】

- ニーズに即応できる地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み
- 生産性の向上
- 総合的な福祉人材の育成

### 【改革の方向性を踏まえた当面の取組例】

- ① 包括的な相談支援の実施  
複数のサービスをコーディネートする機能を強化するとともに、既に取り組んでいる事例を分析・検証し、全国展開
  - ② 地域の実情に合ったサービス提供体制の確立  
地域の実情に合わせたサービス提供を可能とするため、分野を問わず総合的にサービスを行うことも一つの在り方として提示し、これを阻害する基準緩和等
- 生産性の向上に向けた効率的・効果的なサービス提供体制を確立するため先駆的な取組を分析・検証し、全国展開
  - 試験科目免除等、複数資格取得を容易にする措置
  - 分野横断的に必要とされる基礎知識等の研修の確立

# ～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～

## 4つの改革

### 新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

#### 1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発



- 地域により  
・ワンストップ型  
・連携強化型 } による対応
- 地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

#### 2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
- ・運営ノウハウの共有
- ・規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

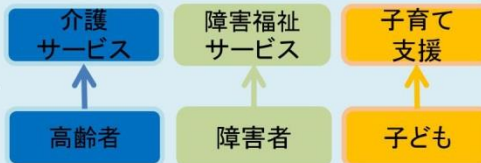
サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

### 背景・課題

#### ①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



#### ②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

### 新しい支援体制を支える環境の整備

#### 4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

#### 3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

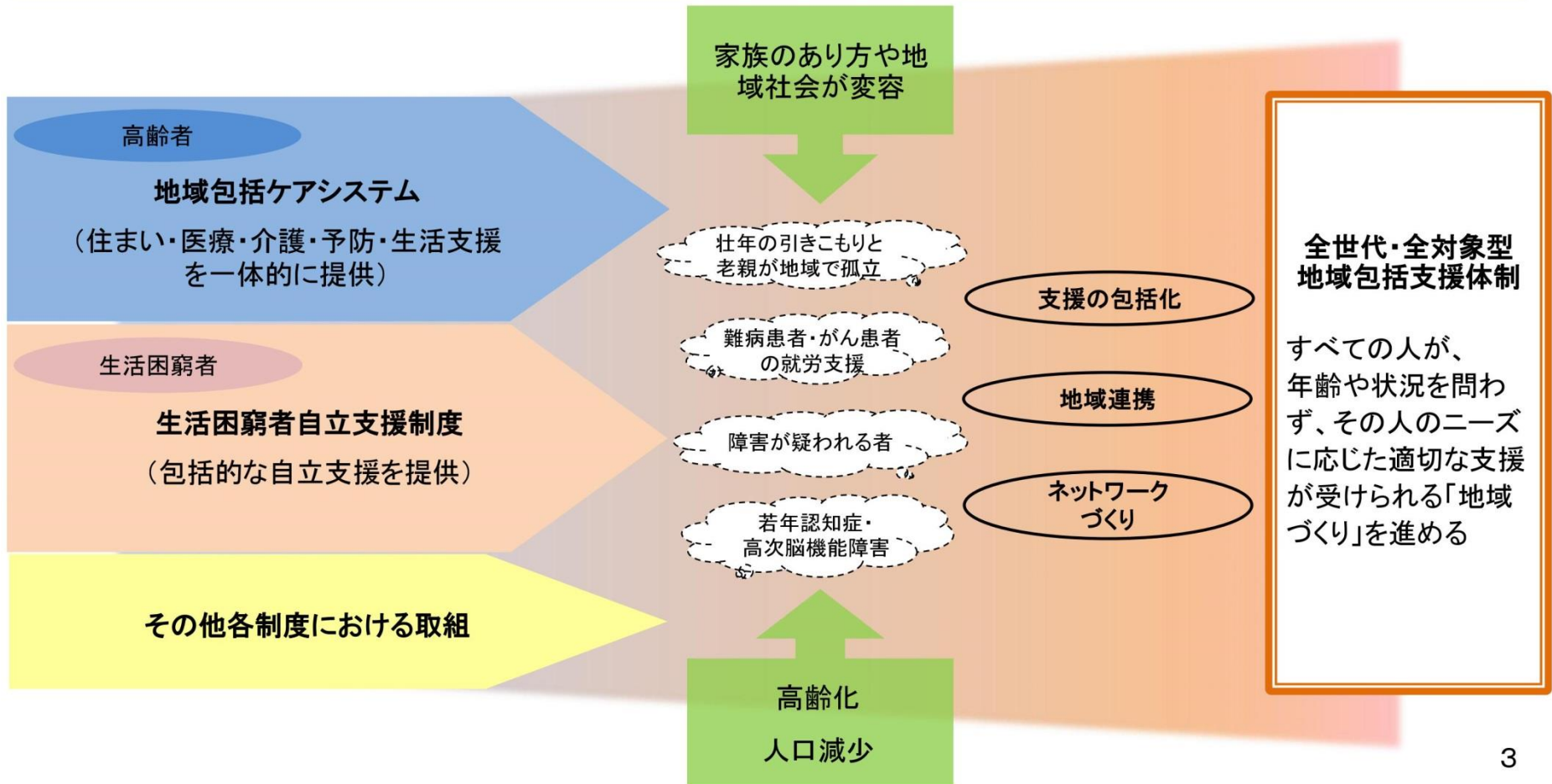
- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

2

# 新しい地域包括支援体制の構築

- これまで、高齢者施策における「地域包括ケアシステム」の構築、生活困窮者に対する「生活困窮者自立支援制度」の創設など、各制度においても、支援の包括化や地域連携、ネットワークづくりを推進している。
- 今後とも、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうしたコンセプトの適用をさらに広げ、多様なニーズを掘り取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」を構築していく。



# 地域包括ケアの深化に向けた新たな施策展開

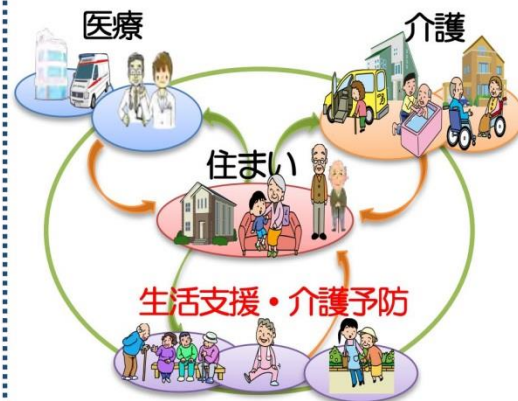
## 基本的な考え方

地域包括ケアシステムは、高齢者等の多様なニーズに応え、自立し充実した地域生活の実現を目指すもの。これまで、**地域医療介護総合確保法等に基づき高齢者施策を軸に推進**。

今後はさらに、地域の生活支援サービスの育成・支援を図る仕組みを整備しつつ、医療、介護等の公的サービスとの適切な組み合わせにより、**高齢者のみならず、地域で支援を必要とする方々の暮らしを支えられるよう、地域包括ケアを深化させていく**。具体的には、

- 医療・介護の**保険者機能を一層強化**し、そのリーダーシップの下で、**医療・介護の質の向上や予防等の取組を強力に推進**。
- 高齢者のみならず、地域住民の多様なニーズに応えるため、**地域コミュニティにおける「支え合い」の機能の充実**や**民間事業者による保険外サービスの育成・活用**を推進。  
対象者ごとに整備されている福祉サービスも、「タテワリ」から「まるごと」へと転換（「**地域共生社会**」の実現）。
- 医療分野等の**イノベーションを促進**する振興策を積極的に展開。また、公的サービスを補完する**民間の活力・資金を積極活用**（**ソーシャルインパクトボンドの活用等**）。

## 地域包括ケアシステム



## 新たな施策展開

### 保険者インセンティブ改革

- データヘルス・介護予防の横展開の加速化
- 保険者機能の強化

※第5回会議(4月4日)提出資料参照

### 「地域共生社会」の実現

- すべての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会の実現
- 福祉サービスを「タテワリ」から「まるごと」へ

※第6回会議(4月18日)提出資料参照

### イノベーション促進と 民間活力の積極活用 【公的サービスの産業化】

- ①介護ロボット等の**次世代型介護技術を活用した介護の質・生産性の向上**
- ②**医療系ベンチャーの振興による革新的創業や治療法等の創出**
- ③**多様な保険外サービス等のヘルスケア産業の健全育成・利活用の推進**
- ④**ソーシャルインパクトボンドなど民間の活力・資金の活用**

4



# 地域力強化検討会中間とりまとめの概要

## ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

### 【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少  
→地域の存続の危機  
→人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

### 【進めている取組】

- ・地方創生・地域づくりの取組
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

### 【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
  - ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
  - ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
  - ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしとしごとを「丸ごと」支える**
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

### 1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

#### ○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

#### ○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気にならながらも声をあげることができないままにせざるを得ない
- ・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

### 2. 市町村における**包括的な相談支援体制**

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

#### ○協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)  
※ 平成28年度に26自治体が実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

### 3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

#### ○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

#### ○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分かれぬ(一億プラン)

#### ○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

### 4. 自治体等の役割

#### ○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

○どのような形で作るかは、自治体により様々な方法

○分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

# 地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要 ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

## 総論(今後の方向性)

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

## 各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

### 【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能 第106条の3 第1項第1号



#### ○3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例

- ・ 福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材(地域の宝)とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
- ・ 障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
- ・ 地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらおう。

#### ○地域づくりを推進する財源等の例

- ・ 事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

### 【2】「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりえず丸ごと」受け止める場 第106条の3 第1項第2号



#### ○住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点

- ・ 担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。

例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法

例2: 地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法

例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法

例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法

- ・ 民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

### 【3】市町村における包括的な相談支援体制 第106条の3 第1項第3号



#### ○市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点

- ・ 支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
- ・ 支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
- ・ 生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していき、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

## 各論2「地域福祉(支援)計画」

### ○各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- ・ 福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ・ 高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
- ・ 制度の狭間の問題への対応のあり方
- ・ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ・ 市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
- ・ 高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ・ 各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
- ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・ 役所内の全庁的な体制整備

### ○計画策定に当たっての留意点

- ・ 狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・ 他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方法が考えられる。
- ・ 成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

## 各論3「自治体、国の役割」

- 市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。
- 都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言
- 国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

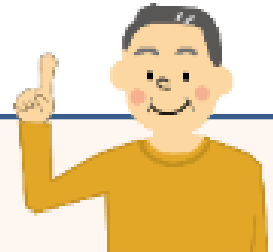
# 地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要 ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

## 総論(今後の方向性)

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ

## 各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

### 【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能



#### ○3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例

- ・ 福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材(地域の宝)とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、**分野を超えた協働**を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
- ・ 障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える**福祉教育**の機会を提供する。
- ・ 地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、**徐々に地域住民と協働**していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらう。

#### ○地域づくりを推進する財源等の例

- ・ 事業の一体的な実施による**各分野の補助金等の柔軟な活用**、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動 等

## 【2】「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

### ○住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点



- ・ 担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。

例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法

例2: 地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法

例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法

例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法

- ・ 民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

### 【3】市町村における包括的な相談支援体制



#### ○市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点

- ・ 支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて**新たな支援者を巻き込む**。
- ・ 支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための**検討の場**については、
  - ①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、
  - ②協働の中核を担う者が既存の場に出向く
  - ③新設する等の対応が考えられる。
- ・ 生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していく、**福祉の領域を超えた地域づくり**を推進

## 各論2「地域福祉(支援)計画」

### ○各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- ・福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ・高齢、障害、子どもの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・制度の狭間の問題への対応のあり方
- ・共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ・市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安のある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
- ・高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ・各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
- ・地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・役所内の全庁的な体制整備 等

### ○計画策定に当たっての留意点

- ・狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方法が考えられる。
- ・成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

## 地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要

～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

### 各論3「自治体、国の役割」

#### ○市町村

→包括的な支援体制の整備について、**責任をもって進めていく。**  
地域福祉計画として関係者と合意し、**計画的に推進**していくことが有効。

#### ○都道府県

→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の  
独自施策の企画・立案、**市町村への技術的助言**

#### ○国

→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の**人材育成、**  
プロセスを重視した**評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討**



# 地域共生社会の実現に向けた取組の推進（法改正）

## 「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

### 1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（\*）  
（\*）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

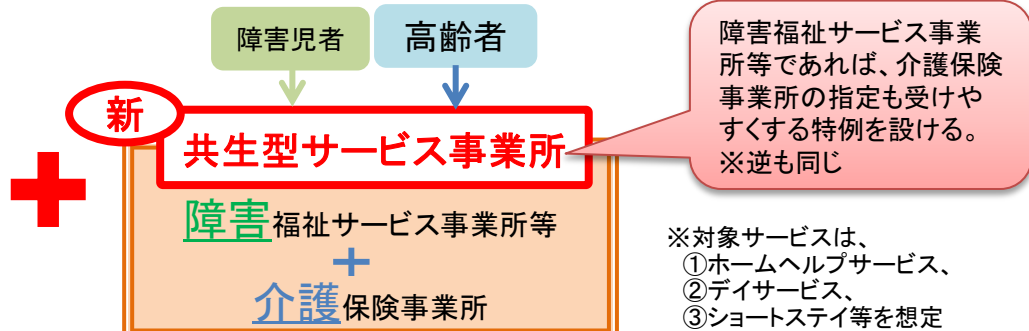
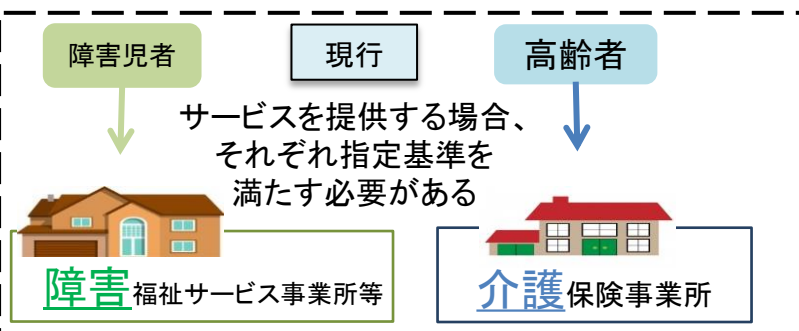
### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

## 新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける**。（指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討）



## かわさき障害者福祉施設 たじま

川崎区の障がい支援の活動拠点施設として、地域生活に必要な多機能性を持つと共に、地域を中心とした住民活動の場やボランティア活動等の支援、地域生活におけるご利用者の「暮らしを支える総合的支援」「地域に開かれ、地域に育てられ、地域を育てる」施設になっていくことを目指します。

### 川崎区

#### 相談支援

児童・障がい者・高齢者等あらゆる家庭生活のご相談をお受けします。

#### 地域交流

地域の方・ボランティアの方の地域活動を応援します。

入所支援施設

グループホーム

一人暮らし

親との同居

ショートステイ

～暮らしを支える～

～地域連携ネットワーク～



#### 短期入所

(ショート・ステイ)

短期間の入所で、障がい者の方々に、介護、生活体験などを通して自立に向けた支援を行います。

#### 日中活動

(生活介護)

通所で、障がい者の方々に介護、機能訓練、レクリエーション、生産的活動や地域活動など日中活動を行います。

#### 日中一時

(日中一時預かり)

日中の一時的預かりが必要な障がい児(者)の方々に、介護、生活訓練など日中活動を行います。



## かわさき障害者福祉施設 たじま



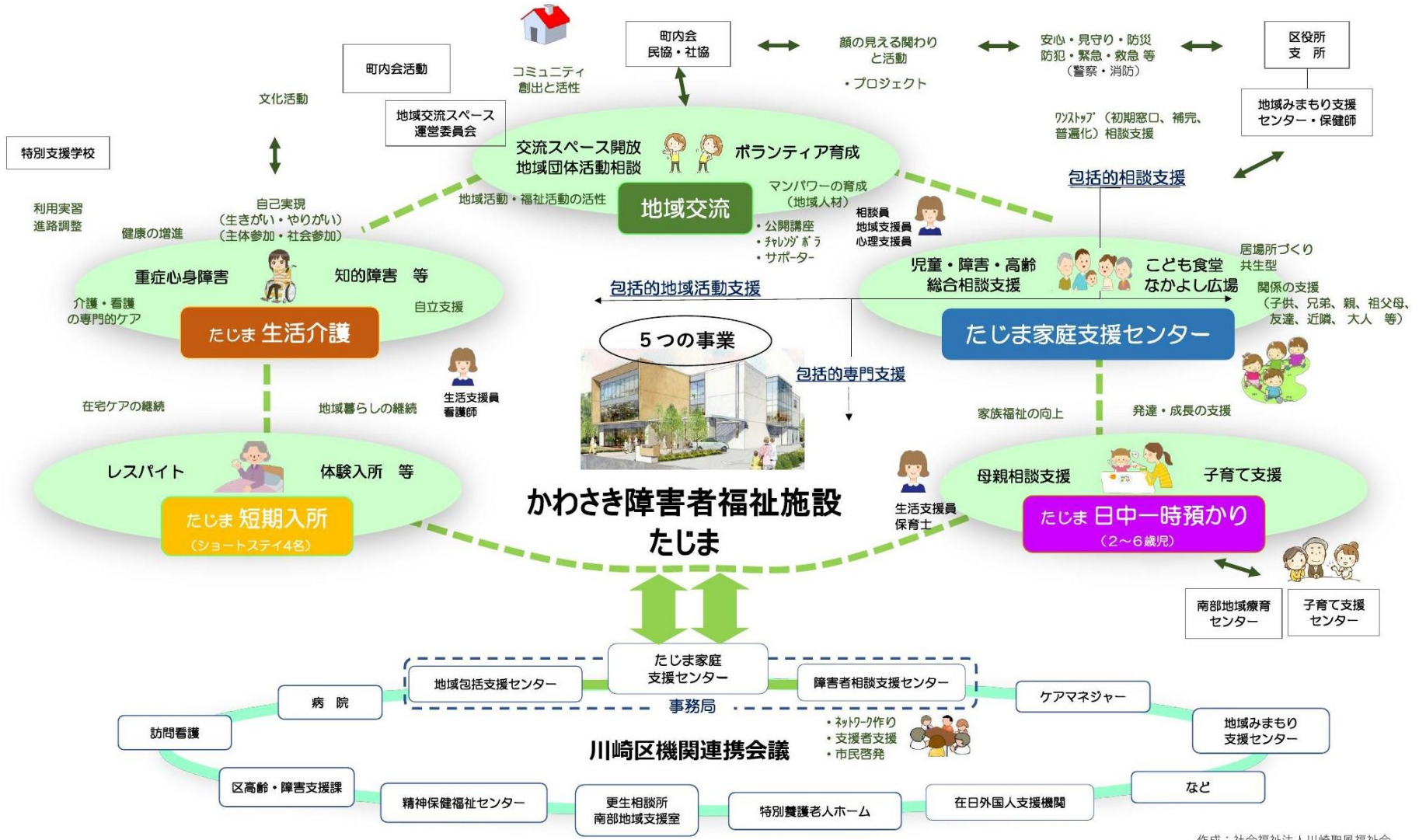
社会福祉法人

川崎聖風福祉会

平成28年4月1日開所

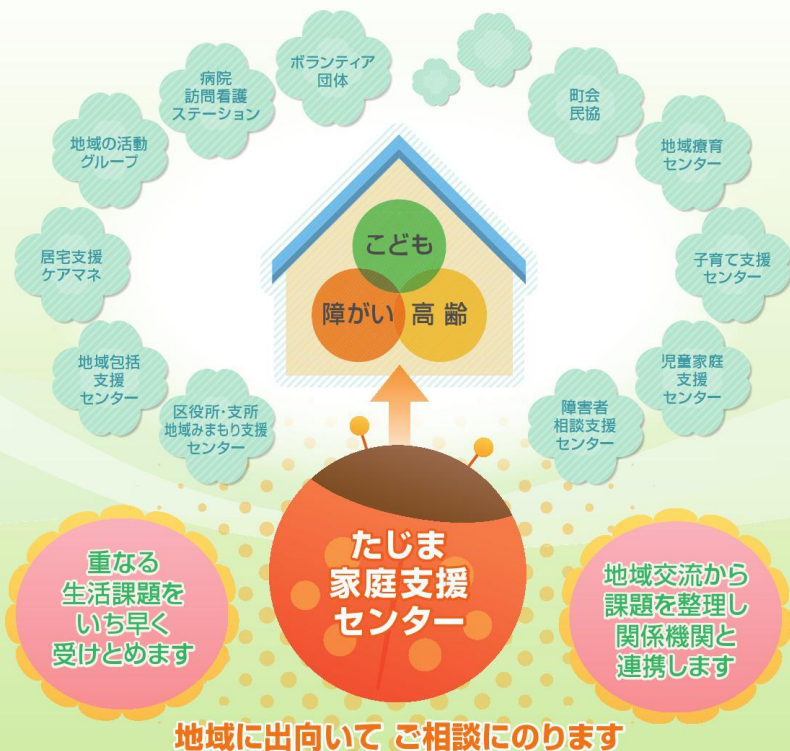
作成: 中澤 伸

# 川崎区拠点型「かわさき障害者福祉施設たじま」による地域生活支援 事業概要（地域包括ケアシステム）



## 🌸「たじま 家庭支援センター」とは🌸

「たじま 家庭支援センター」は地域と社会資源をつなぐ「架け橋」です。  
生活地域におけるご利用者の「暮らしを支える総合的支援」を目指し、  
「児童・障害者・高齢者」等あらゆる家庭生活のご相談をお受けします。



### 「地域を基盤とした暮らし」を実現するための地域包括ケアシステム

「たじま 家庭支援センター」は、地域の関係機関と連携し、複合的な生活課題を持つ“家庭”を支援します。  
これらの支援を通して、「地域を基盤とした暮らし」を実現するための地域包括ケアシステムの一翼を担います。



## 川崎聖風福祉会が運営する 新しい相談支援事業 平成28年4月1日開所

地域と社会資源とをつなぐ「架け橋」。

子育て  
生活困窮  
認知症  
介護  
虐待  
障害  
相談は無料です

悩みはひとつだけでは  
チームで支援

暮らしを支える 総合的支援

社会福祉法人川崎聖風福祉会  
かわさき障害者福祉施設 たじま 内

電話 044 (276) 9689  
住所 〒210-0853川崎市川崎区田島町20番10



# たじま家庭支援センターによる 地域“丸ごと”共生支援への挑戦

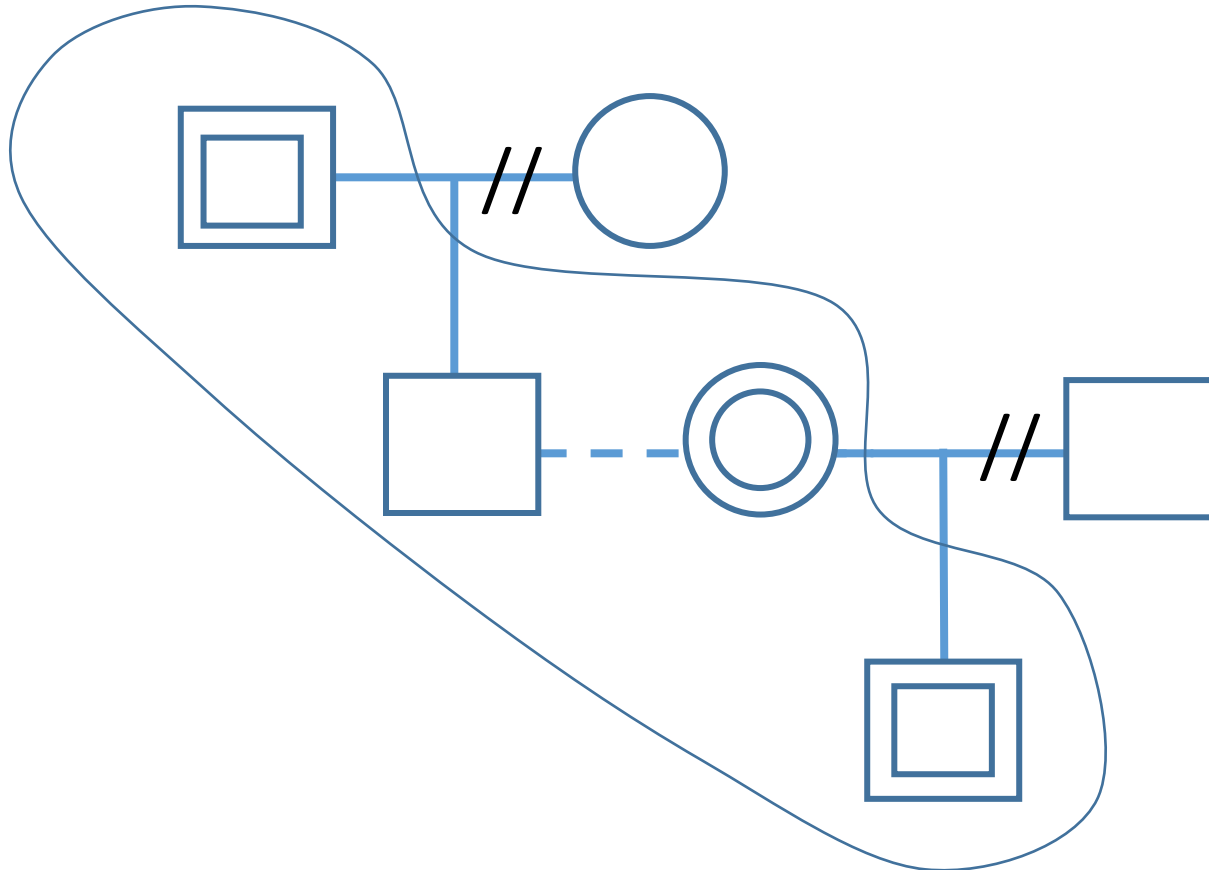


- 認知症の高齢者の自宅に生活困窮の息子と外国人妻と要保護児童が同居
- 小中学生だけで認知症の祖父を介護
- 知的障害者の親が認知症に などなど

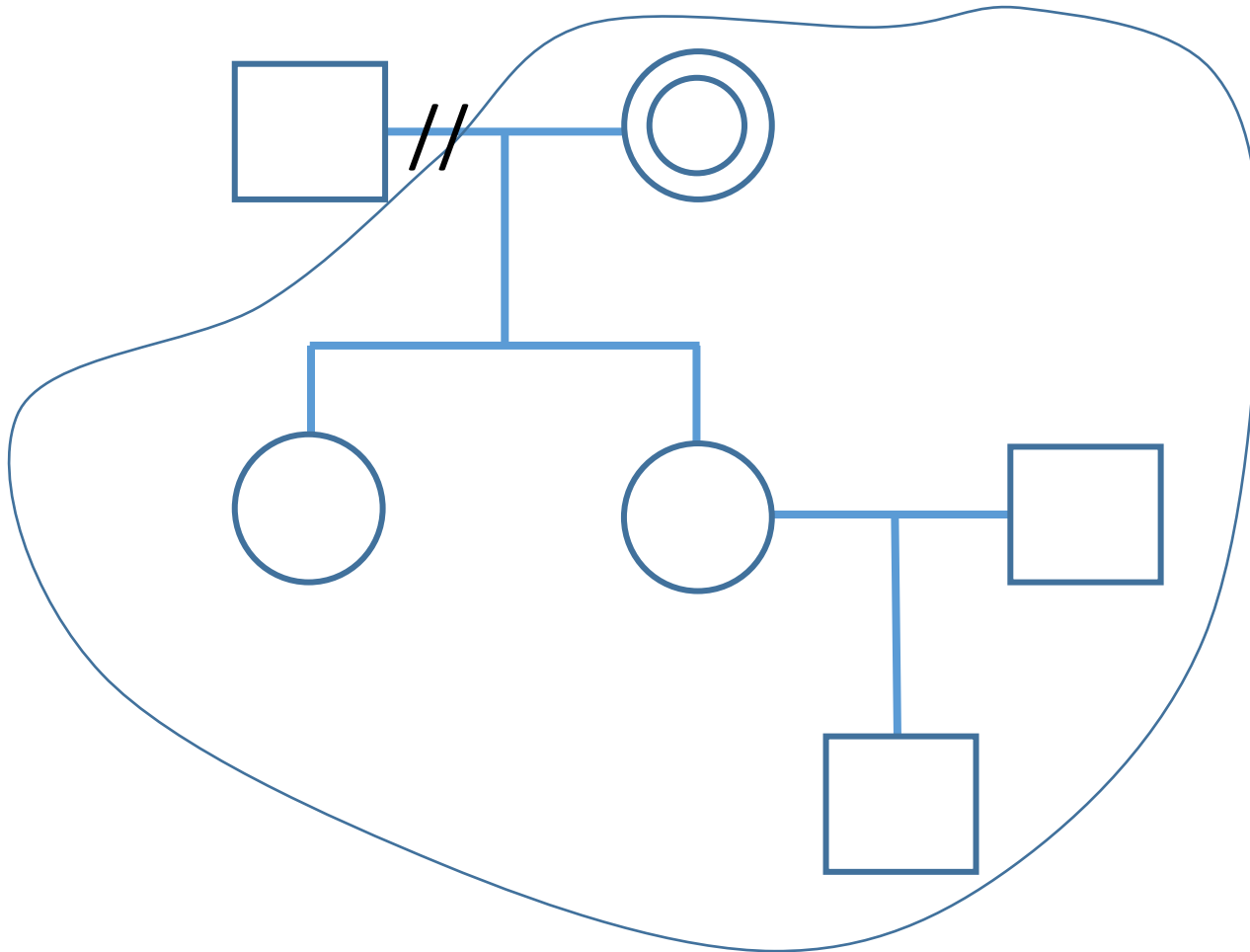
**区役所、地域包括支援センター、障害者相談支援センター、児童家庭支援センター、地域療育センターがあっても、十分な支援に至っていないケースが多数存在する。**

- ★家庭全体を俯瞰し「一体的支援(統合支援)」を行う ⇒ **家族は介護者であるが支援を要する人でもある。**
- ★ニーズに応じて、こども、障害者、高齢者のどこの角度からでも家庭支援に入れる
- ★地域のニーズが高い「こども」の支援活動(母子なかよし広場、共生型のこども食堂「てんとうむしハウス」など)を主催し、支援を要する家庭の発見・把握を行う。  
⇒ **地域は見守り支援者にもなるが、介護以外の生活課題を抱えている人でもある**
- ★施設の地域開放により、支援者確保やニーズの発見・把握を行う。
- ★川崎区機関連携会議の運営による児童・障害・高齢・困窮・外国人支援・医療等の専門機関ネットワーク

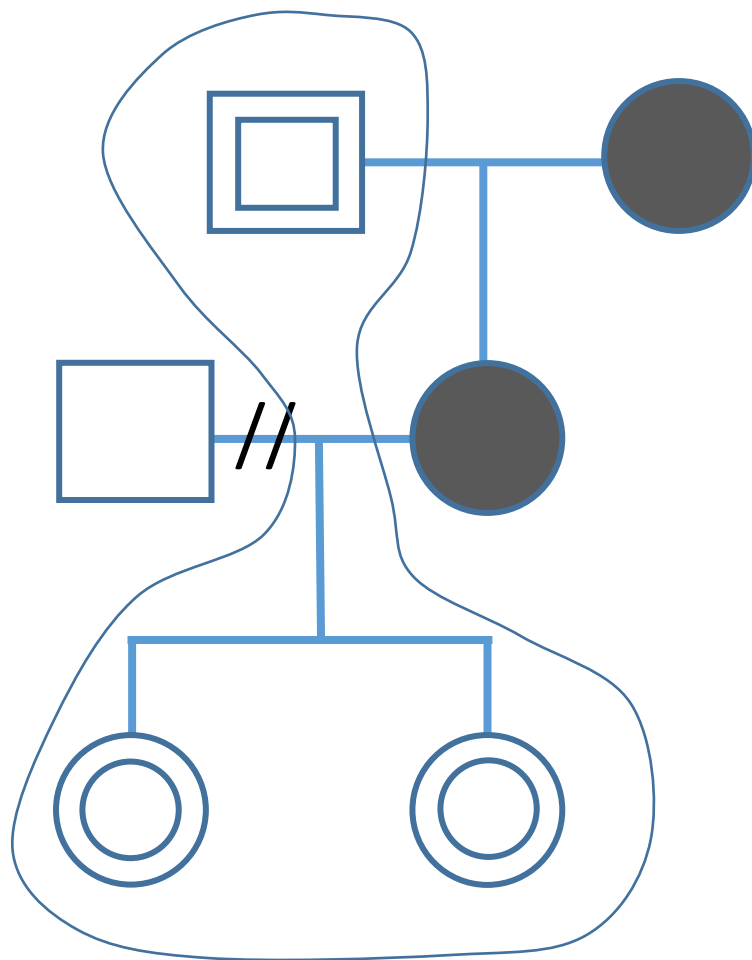
# 【家庭丸ごとと支援事例 ①】



# 【家庭丸ごとと支援事例 ②】

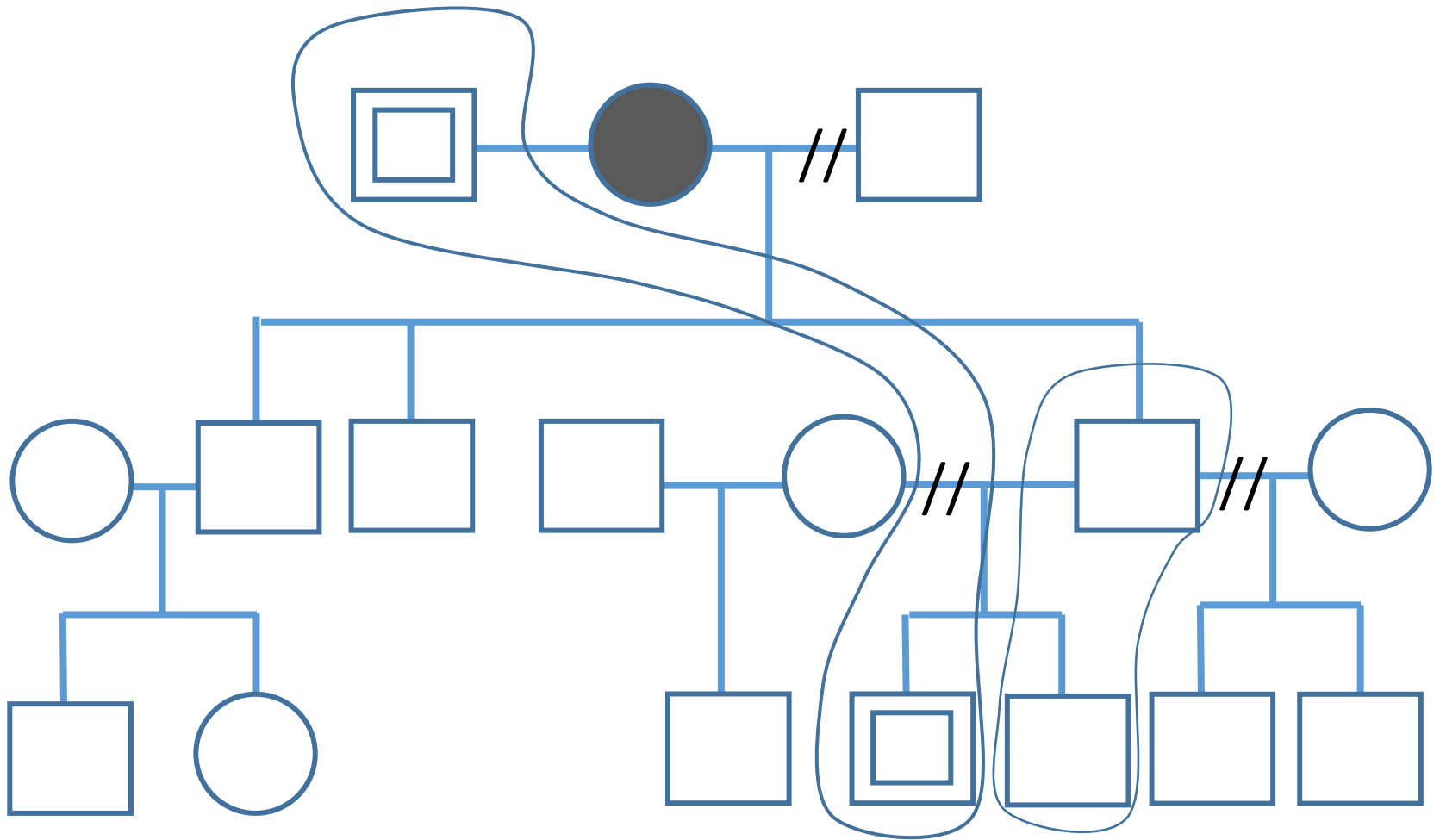


# 【家庭丸ごとと支援事例 ③】





# 【家庭丸ごとと支援事例 ④】



# 地域包括ケアに資する地域づくりのために、

- **公助（行政）**は、今地域で起きている困りごと、今後必要となる互助（手助け）は何かや、今取り組まれている互助の取組みを把握して住民に伝えてください。公助の取組みも住民に知らせてください。公助と共助がしっかりしていないと互助と自助は頑張れません。
- **共助（専門職）**は、日ごろの業務において、利用者を中心に置きつつ、その家庭や地域を俯瞰して、利用者以外の人への生きづらさや暮らしにくさにも気を配ってください。誰と組めば家庭を支援できるか、地域と利用者との関係をつなげられるかを考え常にネットワークづくりに取り組んでください。
- **互助（地域住民）**は、今地域で起きていること、今後起きるであろうことを知り、“気にする”を育ててください。助け合い活動は、必要とする人が見えることで広がります。そして、互助活動は“我が事”であり、自身の元気にもつながっていることを周囲に広めてください。
- **自助（自分自身）**は、自分で何をすれば虚弱や要介護状態になることを遅らせることができるかを、公助や共助に聞いて実践してください。専門職に頼らず、禁煙、服薬、栄養、運動、助けてと言え、ことで自身の心身の健康を守りながら、自分のためにも互助活動に参加してみてください。